

2022年12月13日

一般社団法人全国建設業協会
会長 奥村 太加典 様

民間(七会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀



民間(七会)連合協定契約約款
小規模建築物工事約款、マンション修繕工事約款、リフォーム工事約款
の改正について (お知らせ)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます
日頃より当委員会の活動にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、過日、当委員会より民間(七会)連合協定工事請負契約約款(元請契約約款)を令和5年1月1日付で改正することをお知らせいたしました。今般、当委員会で発行する「小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款」「マンション修繕工事請負契約約款」及び「リフォーム工事請負契約約款」につきましても、令和5年(2023年)2月1日付で同様の改正を行うことと致しましたので、この旨お知らせいたします。

今回の改正の目的は、反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたこと(三約款共通)並びに危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること(小規模建築物工事約款のみ)にあります。

つきましては、別添のとおり、三約款の改正案(新旧対照表)をお送りしますので、貴団体におかれましては、会員会社の皆様に、あらかじめ周知いただくよう、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 三約款改正日 2023年(令和5年)2月1日
2. 頒布開始日 2023年(令和5年)2月20日以降
(改正版販売開始日)
3. 改正の概要
 - ① 「役員等」の対象範囲に発注者又は受注者の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者を加え、さらに契約解除事由に、暴力団等との社会的に非難される関係の行為類型として、暴力団等の不当利用などの3類型を具体的に規定したこと(三約款共通)

- ② 現場において建設発生土のある場合、搬出先の名称及び所在地を明確化すること（小規模建築物工事約款のみ）
4. その他 ・頒布価格、販売方法等はこれまで通りで変更はありません。
・販売済みの現行約款の交換や引き取りは行いませんが、おって委員会 HP 上で、現行約款を使用する場合の特約対応の方法（変更合意書）を掲載いたします。

以上

【添付書類】 <改正案 新旧対照表>

- (1) 小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款 新旧対照表
- (2) マンション修繕工事請負契約約款 新旧対照表
- (3) リフォーム工事請負契約約款 新旧対照表